

育成就労制度における定款に記載する条文について

<現 行（定款変更前）>

（事 業）

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）組合員の取り扱う〇〇品の共同購買
- （2）組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業及び外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業
- （3）組合員のためにする特定技能外国人支援事業
- （4）特定技能外国人に係る職業紹介事業
- （5）組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- （6）組合員の福利厚生に関する事業
- （7）前各号の事業に附帯する事業

<改 正（定款変更後）>

（事 業）

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）組合員の取り扱う〇〇品の共同購買
- （2）組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業及び外国人技能実習生受入れに係る職業紹介事業
- （3）組合員のためにする育成就労外国人共同受入事業及び育成就労外国人受入れに係る職業紹介事業

※ 育成就労外国人共同受入事業を実施するには、この規定を追加する必要があります。

- （4）組合員のためにする特定技能外国人支援事業
- （5）特定技能外国人に係る職業紹介事業
- （6）組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- （7）組合員の福利厚生に関する事業
- （8）前各号の事業に附帯する事業

※ 上記定款は例です、各組合の定款に、上記の（3）の規定を追加する変更をして下さい。